

## インターンシップに関する覚書

学生のインターンシップに関し、受入先（企業名・団体名）  
（以下「甲」という）と、派遣元 愛知工業大学（以下「乙」という）は、インターンシップ制度の取り扱い  
について、次のとおり覚書を締結する。

### （受入条件）

第1条 受入期間、実習時間、実習スケジュール、その他受入条件は、「受入連絡票」及び「実習予定表」に  
記載のとおりとする。

### （誓約書の遵守）

第2条 乙は、実習生に対し、甲に提出する誓約書の内容を遵守させるものとする。

### （守秘義務）

第3条 実習生は、インターンシップで知り得た秘密を漏らしてはならない。受入終了後であっても、同様と  
する。

2 乙は、守秘義務の遵守について、監督責任を負うものとする。

3 実習生は、甲の資料等を引用してインターンシップの成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじ  
め甲の承認を得なければならない。

4 個人情報に記載された資料については、乙のインターンシップ活動の目的以外に使用しないものとする。

### （保険加入）

第4条 乙は実習生に対し、実習期間中の事故等に備え、傷害及び損害保険に加入させるものとする。

2 実習生は、受入期間中に故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償する責め  
を負い、乙は誠意をもってその解決に当たるものとする。

### （インターンシップ打ち切り）

第5条 甲は、実習生が規定に違反する行為を行った場合その他インターンシップの実施を継続し難い事由が  
生じた場合は、受入期間の途中でインターンシップを打ち切ることができる。

### （有効期間）

第6条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から当該年度の9月30日までとする。

### （その他）

第7条 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議し決定するものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

（甲）住 所

企業名・団体名

代表者又は担当者

（印）

（乙）愛知県豊田市八草町八千草1247番地

愛知工業大学 キャリアセンター

センター長 内 田 敬 久

（印）